令和６年４月

令和６年度　本成寺中学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめは、いじめに関わった生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないよう、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを、十分に理解し、実践できるようにする。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを共有し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に取り組む。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、法第２条で、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係※1にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされる。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめは多くの態様※3があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈※4することがないように努める。

※１「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※２「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※３「多くの態様」の例

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間外れ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる　等

※４「限定的な解釈」とは、被害生徒が加害的行為を受けていることに気付かない場合（ネット上の誹謗中傷等）にいじめとして認知しないような場合である。

３　いじめ防止のための手立て

（１）いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

①学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置付け、年間の活動を通して、生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また下の表の活動の中に必ずＡ視点「いじめ防止」、Ｂ視点「絆を深める」、Ｃ視点「人間関係の円滑化を図る」を設け、個々の活動を計画する。

Ａ視点：規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくり
（規範意識・居場所づくり）

Ｂ視点：いじめ問題を生徒自身が自分たちの問題として受け止め、主体的に考え、行動でき

る働き掛け(絆づくり)
Ｃ視点：互いに認め合える人間関係を築く取組の推進(人間関係の円滑化)

②いじめの未然防止に「規律」・「学力」・「自己有用感」をキーワードとし、日々の学校生活の改善、分かる授業づくり、授業規律、言語環境の改善、社会体験・交流体験等を通じて意欲的に授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、他から認められているという実感をもつ生徒を育てる。また、小中一貫教育という視点から小学校との連携を重視する。

月	主　な　活　動　予　定
４	生徒会入会式　教育相談アンケート
５	教育相談強調週間①　　WEBQU 検査　校外学習（１年、２年）　校地整備作業
６	各種大会等激励会　　いじめ見逃しゼロ強調月間(小中連携挨拶運動)
７	体育祭結団式・軍集会
８	
９	体育祭　新人大会等激励会　教育相談アンケート　教育相談強調週間② いじめ見逃しゼロ強調月間(小中連携挨拶運動)
１０	合唱コンクール
１１	いじめ見逃しゼロスクール集会（小６参加）　WEBQU 検査
１２	
１	教育相談アンケート　教育相談強調週間③
２	卒業を祝う会　　卒業を感謝する週間
３	

４　いじめ問題に関する対応・措置

学校は教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

（１）いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという意識をもち、学校は全ての生徒を対象に未然防止のための取組として、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動（小中挨拶運動・陸上合同練習）
　　異学年交流活動（体育祭）
　　いじめ見逃しゼロスクール集会（みずほスクール集会）
・自治能力の育成…生徒会活動、学級会活動
・学級づくり…ＳＧＥを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実
　　WEBQU 検査を活用した学級経営の充実
・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、
　　授業規律の明確化
・道　徳　教　育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

（２）早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする

など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候と思われることであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施（教育相談実施前に生徒は、自宅でアンケート用紙を記入する）等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査、教育相談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

アンケート調査や教育相談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

また、調査に使用したアンケート用紙は、在学期間中保管する。卒業年度のアンケートは、卒業後１年間保管した後、年度末に生徒指導主事が処分する。

・いじめ実態調査…やるこんノート、定期生活・いじめ調査アンケートの実施
・教育相談　　…定期教育相談の実施(年３回)、チャンス相談の実施
・WEBQU 検査　…学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
・カウンセリング…スクールカウンセラーの活用、家庭・保護者との連携
・生 徒 会 活 動 …生徒会の自主的活動における意見 BOX の設置

ハイリスクな生徒への対応は、Ａ・Ｃ・Ｔでの対応を徹底する。

ハイリスクな生徒：QU 要支援群及び侵害行為認知群、不登校傾向、自傷行為（ﾘｽﾄｶｯﾄ等）

○Ａ・Ｃ・Ｔ（Acknowledge・Care・Tell）での対応：信頼できる大人に相談するようつなぐ

Ａ：友達の問題に気づく（よく聴いて、友達が悩んでいる危険性を過小評価しない）
「よく相談してくれたね。」話を聞いて不安を感じるが、「話をそらしたり」、「そんなの大丈夫、がんばれと励ましたり」、「何ばかなことを言っているんだと叱ったり」せずに、感情を受けとめ、徹底的に聞き役に回る。

Ｃ：誠実な態度で関わる（心配していることを伝えて）
「いい方法がないか一緒に考えよう。」

Ｔ：信頼できる大人につなぐ（友達について心配していることを、信頼できる大人に話す）
「誰か、信頼できる大人に相談してみようよ」「君のことが本当に心配だから、信頼できる大人のところに一緒にいこうよ」

（３）いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒等を守り通すとともに、いじめた生徒等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

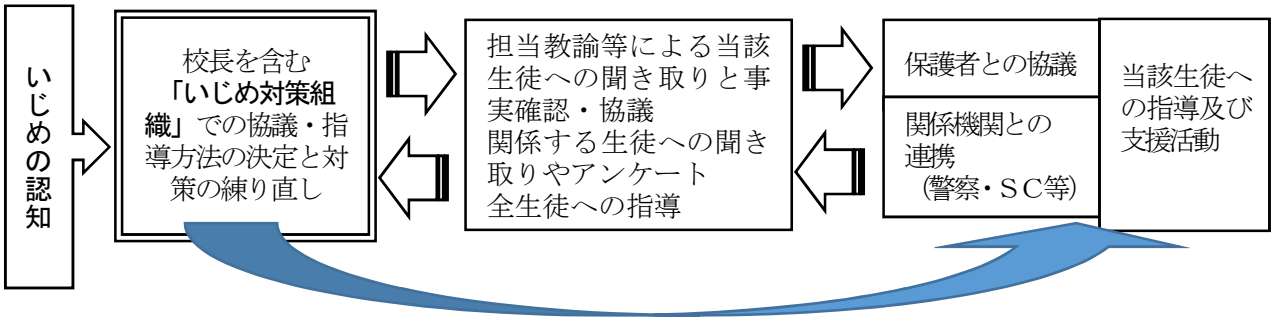

（４）いじめの認知と対応における留意事項

①聴き取り調査

いじめの加害・被害的立場を問わず、生徒への聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに、被害的立場にある生徒への傾聴を徹底し、寄り添いながら調査を行う。さらに、それぞれの立場にある生徒及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応にあたる。

②生徒の被害性

外見的には遊びやふざけ合いのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、状況の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目し、公正に見極める。また、ネット上の誹謗中傷等、被害的立場にある生徒本人が行為に気付かず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、加害行為を行った生徒には指導を適切に行う。さらに、いじめの被害は時間とともにその重さや質が変容することから、継続的に被害的立場の生徒への教育相談を中心にその被害性を確認する。

③指導のあり方

いじめ行為の全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手方の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などについては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。また、被害的立場にある生徒が加害側への指導を望まない場合などは、生徒及びその保護者との相談を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き、周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して、指導に当たる。

（５）いじめへの対処

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

５　いじめ防止等のための組織について

（１）名　称　この組織を「本成寺中学校いじめ防止推進会議」とする。

（２）構成員　校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭を構成員とする

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者（スクールサポーター）などの外部専門家等が参画する。

（３）組織の具体的な役割

・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
・いじめの早期発見のための相談・通報を受け付ける窓口としての役割
・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があ

った時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

6　重大事態に係る対応について

（1）重大事態の意味

①いじめにより当該学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、生徒の状況に着目して判断する。

②いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

③その他の場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

（2）重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会へ報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。

①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか、など上記内容について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

②在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。

③質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

④いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該生徒の心情を十分に配慮しながら、ていねいに聞き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。

⑤いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（当該生徒の死亡や入院など）は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

（3）いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた生徒は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該生徒の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、次のような対応や支援を行う。

①教員やスクールカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を継続的に行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。

②聴き取りで得られた情報をもとに、安心できる学習・生活環境を確保する。

③必要に応じて、保護者の了解のもとに、医療機関や警察と連携を図る。

また、当該生徒の保護者へは次のような対応や支援を行う。

ア　学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体制で努め、対処について最善を尽くすことを伝える。

イ　いじめの事実や当該生徒の心身の状況、対処方法について、具体的な内容を説明する。

ウ　ていねいに協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。

エ　保護者自身の不安をできる限り解消するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのカウンセリングの機会を設定する。

（４）いじめを行った生徒及び保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。

①決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないよう指導する。

②いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。

③再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。

④保護者に対しては、いじめに係る事実をていねいに説明し、行為の重大さを当該生徒と共に認識させるととともに、解決への協力を求める。

⑤いじめを行った背景に注視し、当該生徒の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

７　その他の学校の取組

（１）いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

（２）いじめ防止等のため、学校運営協議会委員、ＰＴＡ、後援会、自治会、育成会と連携して、いじめ防止等のための取組を強化する。

（３）常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。

（４）いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年実施する。

（５）瑞穂学園運営協議会を活用し、学区での取組の評価と改善を図る。

（６）特にＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等におけるいじめやトラブル防止のため次の指導を徹底する。

①自分及び他人の個人情報（ＩＤ、パスワード、アカウント、アドレス、電話番号、個人を特定できる画像など）を掲載しない。

②自他を誹謗中傷する表現や品格を損なう不適切な表現を掲載しない。

③出会い系サイト等の有害サイトへのアクセスをしない。（フィルタリングを設定する）

④見ず知らずの人物と通信しない。

⑤いじめや暴力を受けているなどの情報を得た場合は速やかに家人と学校に報告する。（人のＳＯＳを見逃さない）

（７）いじめの問題に関する資料を５年間保存する。また、生徒の進学・進級や転学等、小学校から入学時の引き継ぎ、情報提供の徹底を図る。

（８）この方針は、年度の終わりに見直しを行い、必要があれば更新する。

（９）この方針を、入学時や年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関に説明する。

（１０）年度ごとに更新したこの方針を、学校のホームページに掲載する。

平成３０年１１月　追記：項目３（５）、項目６（７）

令和　２年　３月　下線部追記：項目２全文、項目４（２）、項目７（８）